

～就学援助制度のお知らせ（令和8年度）～

御代田町教育委員会

御代田町教育委員会では、経済的理由により小・中学校へ就学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を援助する事業を実施しております。就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みの上、手続きをしてください。

《就学援助を受けることができる方》

以下の項目①～⑨のいずれかに該当する方

- ① 生活保護を受けている方
- ② 生活保護が停止、または廃止となった。
- ③ 町民税が非課税である。（世帯全員）
- ④ 児童扶養手当（ひとり親家庭等）の支給を受けている。（児童手当ではありません）
- ⑤ 町民税・事業税・固定資産税のいずれかの減免を受けている。
- ⑥ 国民年金保険料の減免を受けている。（世帯全員）
- ⑦ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている。
- ⑧ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けている。
- ⑨ ①～⑧には当てはまらないが、保護者の職業が不安定等で、生活が困難であると認められる。（申請書のその他に理由を記載）
⑨の場合は、原則地区民生児童委員の調査を受けていただきます。

《申し込み方法》

申請書類に必要事項を記入のうえ、教育委員会学校教育係へ提出してください。

《提出期限》

申請は随時受け付けております。ただし、申請月からの支給となりますのでご注意ください。

《提出書類》

- (1) 令和8年度御代田町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給申請書
 - ・令和7年度に受給されていた方も改めて申請する必要があります。
 - ・申請書は、児童生徒1人につき1枚提出してください。
- (2) 所得課税証明書
 - ・令和8年1月1日時点で御代田町に住所が無かった③・⑨の方のみ提出してください。

《援助の決定》

学校長の意見及び場合によっては民生児童委員による調査をもとに教育委員会において審議し、結果を申請者・関係者へ通知します。1学期中の申請は7月に通知します。

《援助費の支給》

7月末（1学期分）・12月末（2学期分）・2月末（3学期分）にお支払いします。

支給額について（R7参考）

<小学校>			援助費(年間・円)				
			学用品費	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	通学用品費 (第1学年を除く)	新入学児童生徒 学用品費等	修学旅行費
支給 金額	学用品(1年)	13,230	11,630	1,600			
	学用品(2~6年)	15,500	11,630	1,600	2,270		
	新入学児童生徒 学用品費(1年)	57,060			57,060		
	修学旅行(6年)	22,690				22,690	

<中学校>			援助費(年間・円)				
			学用品費	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	通学用品費 (第1学年を除く)	新入学児童生徒 学用品費等	修学旅行費
支給 金額	学用品(1年)	25,040	22,730	2,310			
	学用品(2~3年)	27,310	22,730	2,310	2,270		
	新入学児童生徒 学用品費(1年)	63,000			63,000		
	修学旅行(3年)	60,910				60,910	

《注意事項》

- ・就学援助制度は、認定された方に援助費を支給するものであり、学校における学年費等の納入が免除されるものではありません。
- ・令和7年度末に新入学児童生徒学用品費等をすでに受けている方も、引き続き学用品費等就学援助を希望される方はご確認のうえ、申請をしてください。
- ・祖父母等で住民票を別（世帯分離）にしているが同じ家に住んでいる場合も、同居の家族とみなします。
- ・年度途中の転入・転出や、家庭の状況に変化があった場合、また学校徴収金の未納の状況などにより、年度途中でも認定あるいは取消が行われます。
- ・区域外就学をしている方で就学援助を希望される方は、住民票のある教育委員会へお問い合わせください。

《就学援助制度についての問い合わせ先》

御代田町教育委員会 学校教育係 TEL0267-32-9100